

## 令和6年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、近年における経済取引の広域化、デジタル化及び国際化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

### 1 査察調査の概要

#### 【令和6年度の取組】

- 検察庁に告発した件数は15件、脱税総額（告発分）は13億5,000万円  
悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、15件を検察庁に告発しました。  
告発した査察事案に係る脱税総額は13億5,000万円、1件当たりの脱税額は90百万円であり、告発率は83.3%でした。
- 消費税事案、無申告事案のほか、時流に即した社会的波及効果の高い事案を積極的に告発  
消費税事案では、トレーディングカードの販売に係る課税売上げを申告から除外して、納めるべき消費税を免れていた事案を告発しました。  
無申告事案では、公営競技の払戻金による多額な収入を得ていたものの、確定申告書を提出せず、納めるべき所得税を免れていた事案を告発しました。  
そのほか、脱税指南者と共謀し、消費税の控除対象仕入税額を過大に計上したり、帳簿操作により架空の経費を計上するなどして、納めるべき消費税や法人税を免れていた事案などの社会的波及効果の高い事案を告発しました。

#### 【令和6年度中の判決状況】

- 一審判決7件全てに有罪判決が言い渡され、1人に対して実刑判決  
実刑判決は、他の犯罪と併合されたもので、懲役9年でした。

## 2 重点事案への取組

令和6年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

### (1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案について積極的に取り組み、令和6年度は6件を告発しました。また、消費税の仕入税額控除制度を悪用した不正受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であることから、引き続き積極的に取り組み、令和6年度は3件を告発しました。

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	件 2	件 —	件 4	件 2	件 6

(注) 告発件数は、消費税不正受還付事案を含む。

### (参考) 消費税不正受還付事案の件数及び不正受還付額

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	件 1	件 —	件 2	件 1	件 3
不正受還付額	百万円 226	百万円 —	百万円 22	百万円 4	百万円 49

(注) 1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。

2 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含む。

### トピック1 トレーディングカード販売に係る課税売上げを除外し、消費税を免れていた法人を告発

#### 【事例】

A社は、トレーディングカードの販売等を営んでいたものであり、同社の実質経営者は、ネットオークションやフリマサイトで販売したトレーディングカードの売上げを計上しない方法により課税売上げに係る消費税額を過少に計上することで、消費税の中間納付に係る還付を受けるとともに、納めるべき消費税を免れていました。

## (2) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告事案について積極的に取り組み、令和6年度は不正行為はないものの、故意に申告書を提出しないで税を免れた単純無申告ほ脱事案1件を告発しました。

(参考) 無申告事案には、偽りその他不正の行為を伴う無申告ほ脱犯のほか、不正行為を伴わず、故意に申告書を提出しないで税を免れる単純無申告ほ脱犯の犯罪類型がある。

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	内2件 2	内1件 3	内1件 1	内2件 2	内1件 1

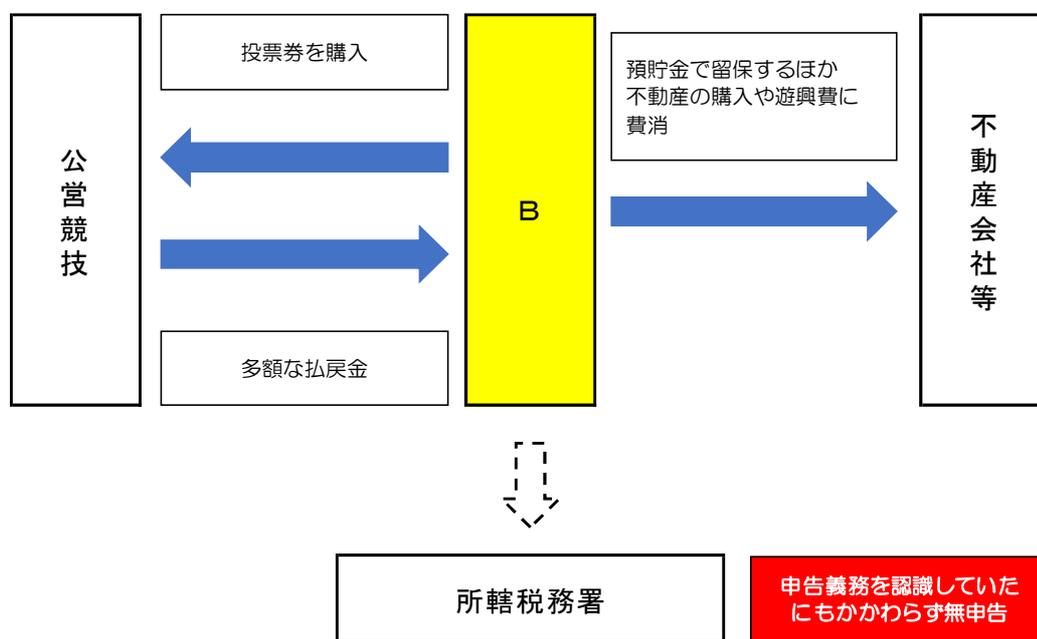
(注) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

### トピック2 多額な公営競技払戻金を受領していた者の単純無申告ほ脱事案を告発

#### 【事例】

Bは、公営競技オートレースの「モトロトBIG」の払戻金による多額な収入を得ていましたが、所得税の申告義務を認識していたにもかかわらず確定申告書を提出せず、所得税を免れていました。

脱税で得た不正資金は、預貯金等で留保していたほか、不動産の購入や遊興費等に費消していました。



### (3) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有、運用の形態も複雑・多様化しているところ、国際取引を利用した脱税への対応が求められています。

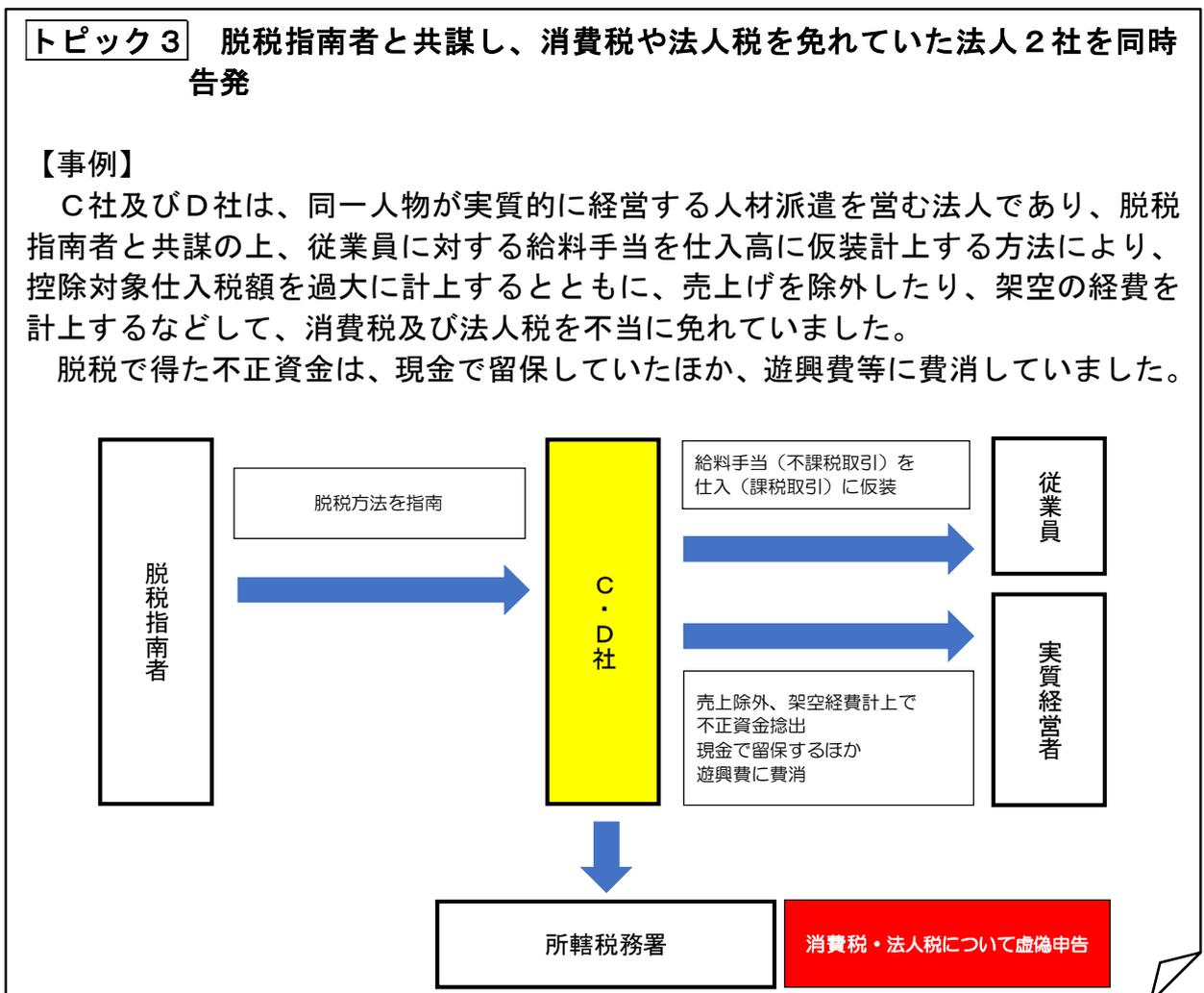
このような状況の中、脱税で得た不正資金の大半を海外のギャンブルに充てていた事案などの国際事案に積極的に取り組み、令和6年度は2件を告発しました。

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	件 3	件 2	件 1	件 —	件 2

### (4) 社会的波及効果の高い事案

脱税指南者と共謀の上、消費税及び法人税を免れていた事案など、時流に即した社会的波及効果が高いと見込まれる事案を告発しました。

そのほか、人材派遣業者が従業員の給与から源泉所得税を徴収していたにもかかわらず、源泉所得税を納付していなかった事案や、相続財産の内、多額な現金を隠匿して虚偽の相続税申告を行っていた事案を告発しました。



### 3 不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金は、現金や預貯金として留保されていたほか、脱税者がその多くを費消していた事例もみられました。

その使途としては、

- 不動産の購入
- 競艇や海外カジノ等のギャンブル
- 有価証券等への投資
- 高級クラブなどでの飲食等や風俗店での遊興費などがみられました。

また、脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 仏間押入れ内の作り棚
- 寝室内に置かれた金庫

に現金を隠していた事例などがありました。

### 4 査察事件の一審判決の状況

令和6年度中の一審判決は7件であり、全てに有罪判決が言い渡され、そのうち1人に実刑判決が出されました。

なお、実刑判決は、他の犯罪と併合されたもので、懲役9年でした。

## 5 参考計表

### (1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目	年度	令和				
		2	3	4	5	6
着手件数		12 件	13 件	15 件	18 件	18 件
処理件数 (A)		16	10	16	16	18
告発件数 (B)		9	6	7	8	15
告発率 (B/A)		56.3 %	60.0 %	43.8 %	50.0 %	83.3 %

### (2) 脱税額の状況

項目	年度	令和				
		2	3	4	5	6
脱税額	総額	1,165 百万円	3,210 百万円	1,531 百万円	1,156 百万円	1,430 百万円
	同上1件当たり	73	321	96	72	79
	告発分	720	327	481	823	1,350
	同上1件当たり	80	55	69	103	90

(注) 脱税額には加算税額を含む。

### (3) 税目別告発事案の推移

#### イ 税目別の告発件数

区分	年度	令和				
		2	3	4	5	6
所得税		— 件	2 件	1 件	1 件	2 件
法人税		7	4	2	5	5
相続税		—	—	—	—	1
消費税		内1 2	内— —	内2 4	内1 2	内3 6
源泉所得税		—	—	—	—	1
合計		9	6	7	8	15

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分	年度	令和				
		2	3	4	5	6
所 得 税	百万円	—	160	72	69	136
法 人 税		376	167	245	578	355
相 続 税		—	—	—	—	406
消 費 税		344	—	164	176	391
源泉所得税		—	—	—	—	62
合 計		720	327	481	823	1,350

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

令和		5		6	
業 種	者数	業 種	者数	業 種	者数
人 材 派 遣 業	2	医 薬 品 等 製 造 業	2	人 材 派 遣 業	3
不 動 産 業	2	—	—	建 設 業	2

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	①	②	有罪率 (②/①)	実刑判決 人 数	③	④	⑤
	判 決 件 数	有 罪 件 数			1 件当たり 犯 則 税 額	1 人当たり 懲 役 月 数	1 人(社)当 たり罰金額
令和 4	内— 3	内— 3	% 100.0	内— 1	百万円 36	月 14.0	百万円 11
5	内1 10	内1 10	100.0	内1 1	34	14.6	9
6	内2 7	内2 7	100.0	内1 1	60	13.5	18

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。